

## 互助組合の加入手続について

互助組合に加入を希望される方は**提出期限内**に、任用形態に応じた「㊤加入申込書」を作成し、提出してください。

### 1 対象者【公立学校共済組合広島支部の組合員資格を取得された方】

新たな任用形態（新規採用を含む。）で採用された場合や、保険証番号（共済組合員等番号）が変更された場合、期間を空けて採用（共済組合員資格を再取得）された場合で、互助組合に加入を希望する方は、その都度加入申込書の提出が必要です。

なお、県費負担の会計年度任用職員について、**共済組合員資格継続の手続を行う組合員のうち、共済組合員等番号が変更となる（広島県が任用毎に新規の職員番号を附番する）場合で、互助組合に加入を希望する方**についても加入申込書の提出が必要ですので、注意してください。

※ 退職医療制度の加入者及び広島市費の新規採用職員は、現職制度に加入できません。

### 2 提出期限

任期開始日（公立学校共済組合広島支部の組合員資格取得日）**から20日以内（必着）**

### 3 提出方法

- ① 互助組合のホームページから「㊤加入申込書」をダウンロードしてください。（<https://www.gojo.or.jp>）
  - ※ 加入申込書は3種類ありますが、任用期間に定めのない職員は「㊤加入申込書」を、短時間勤務会計年度任用職員等は「㊤加入申込書 **短時間勤務会計年度任用職員**」を、その他の有期職員は「㊤加入申込書 **任期付職員 臨時的任用職員 再任用（フルタイム）等 有期職員**」をそれぞれダウンロードしてください。
- ② 必要事項を記入し、所属長の署名を受けて、提出期限内に互助組合へ提出してください。

### 4 注意事項

- 毎年、加入申込書が提出期限に到着しないため、加入を希望していても加入できない場合が多くあります。加入申込書は、**郵便事情を考慮して早めに送付し、20日以内に確実に当互助組合へ到着するよう**にしてください。
- 加入申込書の提出が**必要かどうか判断できない場合は**、加入申込書が提出期限（20日以内）に必着するように**早めに互助組合に照会してください**。ただし、共済組合が組合員資格を認定している関係上、当互助組合で提出が必要であるかどうか判断が難しい場合は、当面、加入申込書を提出していただく場合がありますので、御了承ください。

## 互助組合の掛金の概要

互助組合に加入している組合員は次のとおり、毎月の給料から掛金を控除します。

**【短時間勤務会計年度任用職員を除く組合員（以下「一般組合員」という。）】**

種 類		内 容
事業掛金	被扶養者のない期間	給料月額×6／1000（円未満切捨て）
	被扶養者のある期間	給料月額×7.4／1000（円未満切捨て）
退職医療掛金		給料月額×2／1000（円未満切捨て） ※退職時まで累積し、退会時に給付（特別返還金）
生涯福祉掛金		給料月額×2／1000（円未満切捨て） ※退職時まで累積し、退会時に給付（生涯福祉給付金）

- 県費負担職員（一般組合員）のうち任期付職員、臨時的任用職員及び再任用職員は、退職医療掛金、生涯福祉掛金の控除はありません。

【短時間勤務会計年度任用職員】

種 類		内 容
事業掛金	被扶養者のない期間	標準報酬月額×5.3／1000（円未満切捨て）
	被扶養者のある期間	標準報酬月額×6.7／1000（円未満切捨て）

- 標準報酬月額とは、公立学校共済組合の決定した金額（P4 参照）をいいます。
- 標準報酬月額の改定が行われた場合、給与が翌月払いの組合員（例：令和7年4月実績分が5月に支給される職員）については、実際に改定の行われた実績月分の給与が支給される月（例の場合は、5月に改定が行われた場合、5月実績6月支給分）に給料から控除される掛金から、改定後の標準報酬月額を算定して控除します。

【掛金の納入について】

掛金納入の基本事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 任用期間に定めのない県費負担職員の方は、掛金等のシステム上採用と同時に加入の登録が行われ、掛金の控除が始まりますが、必ず、速やかに「㊤加入申込書」を提出してください。</li> <li>2 市町等負担職員の方は、「㊤加入申込書」の提出により掛金の控除が始まります。</li> <li>3 掛金を納入すべき期間は、組合員となった日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月まで（ただし、採用の月と資格喪失日が同月の場合は、掛金の納入が必要です。）。</li> <li>4 被扶養者（医療保険上の被扶養者）について遡及して認定又は取消があったときは、直近の給与で一括して掛金の控除又は還付を行う場合があります。</li> <li>5 育児休業中、産前産後休暇取得による掛金免除を申し出た期間、配偶者の在外教育施設派遣に伴う配偶者同行休業、介護休暇取得により給与が減額又は無給となった期間、病気休職により無給となった期間は、掛金の納入は免除されます。</li> <li>6 介護休暇等により給与が支給又は戻入されるときに、掛金が控除又は還付される場合があります。</li> <li>7 産前産後休業、育児休業及び介護休暇の場合は、掛金が免除されます。なお、産前産後休業の場合は、産前産後休業掛金等免除申請書を提出する必要がありますが、この申出書は、公立学校共済組合広島支部との共通様式であるため、公立学校共済組合広島支部へ提出してください。</li> <li>8 育児休業等により給与が支給されない月に掛金の控除がある場合は、互助組合に直接、掛金の振込をお願いすることがあります。</li> <li>9 自己啓発休業や大学院就学休業等、互助組合の定める掛金が免除される期間に該当しない無給休職等の期間については、互助組合から組合員に直接、掛金の振込を依頼します。その際、組合員の手数料等負担の軽減を図るため、当該期間の掛金相当額について、一括納入を依頼していますので御協力ください。</li> </ol>
-----------	--